

公益財団法人 入管協会  
会員に関する規程

〔平成26年3月13日〕  
規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、定款第48条第2項の規定に基づき、公益財団法人入管協会（以下「本協会」という。）の賛助会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 本協会の目的、事業に賛同する法人、団体及び個人は、会長の承認を得て賛助会員（以下「会員」という。）となることができる。

(理事会への報告)

第3条 会長は新たに前条の会員となった者について、その属性及び承認した理由を理事会に報告しなければならない。

(入会手続)

第4条 会員になろうとする者は、次の各号に掲げる書類を会長に提出し、入会の申込みをしなければならない。

- (1) 入会申込書（第1号様式）
- (2) 入会者略歴（第2号様式）
- (3) 登記事項証明書、住民票の写し又は法人等の事業内容の分かるパンフレット等

(入会金)

第5条 会員は、入会するときに入会金5万円を納めなければならない。ただし、過去に入会金を納めたことがある場合は、この限りではない。

(会費)

第6条 会員の会費は、年間1口6万円とする。

- 2 会費は、当該年度分を4月末日までに納入しなければならない。

- 3 年度途中に入会する場合の会費は、月割りをもって納入することができるものとする。

(会員の特典)

第7条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 入国・在留申請等書類の事前点検及び申請等の取次ぎ等を受けることができる。
- (2) 外国人の出入国及び在留についての相談をすることができる。
- (3) 本協会が刊行する月刊誌を無料で配付を受けることができる。
- (4) 本協会の出版物を割引料金で購入することができる。
- (5) 本協会が主催、共催する研修会、セミナー等に割引料金で参加することができる。
- (6) メーリングリストに登載し、メール等による情報提供を受けることができる。

(会費の使途)

第8条 第5条の入会金及び第6条の会費は、毎事業年度における合計額の50パーセント以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(除名)

第9条 会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 本協会の名誉を毀損し、又はこの定款に反するような行為をしたとき
- (2) 違法行為又は著しく道義にもとる行為をするなど、会員として相応しくないと思われるとき
- (2) 正当な理由がなく会費を1年分以上滞納したとき

2 会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第10条 会員はいつでも退会通知書(第3号様式)を本協会に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の入会金、会費は、これを返還しない。

(改 廃)

第 1 1 条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第 1 2 条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

## 公益財団法人入管協会賛助会員入会申込書

年 月 日

(あて先)公益財団法人入管協会会長

住所又は所在地

氏名又は法人名

代 表 者  
役 職 ・ 氏 名

印

電 話 番 号

次のとおり入会を申し込みます。

1 口 数	口
2 会 費	円
3 備 考	入会金 1 口 ¥50,000 円 年会費 1 口 ¥60,000 円

- 1 当協会は、本書に記載された個人情報は当協会の会員管理のために利用いたします。
- 2 取得した個人情報は、ご本人の同意がない限り第三者に提供することはありません。
- 3 ご本人からの個人情報の利用目的の通知、開示、訂正・追加、利用・提供の拒否の申し出があった場合には、本人確認の上、速やかに処置します。

※ 問い合わせ先 公益財団法人入管協会 個人情報保護管理者 電話 03-3291-8081

## 入 会 者 略 歴 書

1 名 称 <small>めいしょう</small>	
2 代 表 者 役職・氏名 <small>だいひょうしゃ</small>	
3 所 在 地	(〒 — )
4 設 立 年 月 日	
5 職 員 数	人 (うち外国人数 人)
6 資 本 金	( 年 月 日現在)
7 主たる事業	
8 略 歴	

年 月 日

名 称

代 表 者  
役 職 ・ 氏 名

(代表者印)

(本件事務担当部課 )  
電 話 番 号  
F A X 番 号

## 公益財団法人入管協会退会通知書

年 月 日

（あて先）公益財団法人入管協会会長

住所又は所在地

氏名又は法人名

代 表 者  
役 職・ 氏 名

電 話 番 号

公益財団法人入管協会会員に関する規程第10条に基づき、退会通知書を下記のとおり提出します。

記

会員番号	
退会年月日	
退会事由	

## 改正履歴

文 書 名	会員に関する規程
-------	----------

回数	改正年月日	改正内容	備 考
1	2014/03/13	新規制定	